

平成29年度亀山市私立幼稚園就園奨励費補助について

亀山市では、幼稚園教育を受ける機会の均等を図るため、国(文部科学省)の幼稚園就園奨励費補助金を受けて、私立幼稚園に満3歳以上の幼児が通園している世帯を対象に、所得の状況に応じ入園料及び保育料(以下「保育料等」)を軽減する事業を実施しています。

1 補助対象世帯

対象となる世帯は、(1)に該当する世帯で、かつ、(2)、(3)、(4)、(5)のいずれかに該当する世帯です。

- (1) 亀山市内に住所を有する世帯。(他の市町に住んでみえる方は対象になりません。)
- (2) 生活保護法の規定により保護を受けている世帯。
- (3) 平成29年度に納付すべき市町村民税が非課税又は均等割のみの世帯。
- (4) 平成29年度に納付すべき市町村民税所得割課税額(ただし、住宅借入金等特別控除を受ける前の額)が**第2基準額(※)以下**の世帯。

※第2基準額…市町村民税所得割額が171,600円に①、②の合計を加えた額

① 16歳未満の扶養親族の数×19,800円

② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

(年齢は、平成28年12月31日現在)

- (5) 上記区分(2)、(3)、(4)以外の世帯の**第2子以降**
(同一世帯で同時就園又は小学校1～3年生の兄・姉がいる場合)

2 補助基準及び補助額 について

平成29年度の私立幼稚園就園奨励費については、保護者が扶養する子どもの人数により補助基準額を決定する「簡便な調整方式」をとることとしています。

簡便な調整方式による新基準は以下のとおりです。

《簡便な調整方式による新基準》

[第1階層] … 生活保護を受けている世帯

[第2階層] … 市町村民税が非課税又は均等割のみの世帯

[第3階層] … 市町村民税所得割額が、34,500円に①、②を加えた額(以下、「**第1基準額**」という。)以下の世帯

① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円

② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

[第4階層] … 市町村民税所得割額が171,600円に③、④を加えた額(以下、「**第2基準額**」という。)以下の世帯

③ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円

④ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

[第5階層] … 市町村民税所得割が上記第4階層を越える世帯

・年齢については、平成28年12月31日現在で計算します。

【基準額早見表】 まず、この表で世帯の階層区分を確認し、次の平成29年度補助限度額表で補助金の額を求めます。

19歳未満の扶養親族の数			世帯の階層区分				
	16歳未満 (H13.1.2 ~H28.12. 31生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H10.1.2~H1 3.1.1生まれ)	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層
	1人	1人	0人	生活保護世帯	市町村民税 所得割 非課税世帯	~55,800円	~191,400円
2人	1人	1人	〃	〃	~66,900円	~198,600円	198,600円超
	2人	0人	〃	〃	~77,100円	~211,200円	211,200円超
3人	1人	2人	〃	〃	~78,000円	~205,800円	205,800円超
	2人	1人	〃	〃	~88,200円	~218,400円	218,400円超
	3人	0人	〃	〃	~98,400円	~231,000円	231,000円超
4人	1人	3人	〃	〃	~89,100円	~213,000円	213,000円超
	2人	2人	〃	〃	~99,300円	~225,600円	225,600円超
	3人	1人	〃	〃	~109,500円	~238,200円	238,200円超
	4人	0人	〃	〃	~119,700円	~250,800円	250,800円超
5人	1人	4人	〃	〃	~100,200円	~220,200円	220,200円超
	2人	3人	〃	〃	~110,400円	~232,800円	232,800円超
	3人	2人	〃	〃	~120,600円	~245,400円	245,400円超
	4人	1人	〃	〃	~130,800円	~258,000円	258,000円超
	5人	0人	〃	〃	~141,000円	~270,600円	270,600円超
6人以上	扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出してください。 【第3階層の場合】 $34,500円 + 21,300円 \times (16歳未満の扶養親族数) + 11,100円 \times (16歳以上19歳未満の扶養親族数)$ 【第4階層の場合】 $171,600円 + 19,800円 \times (16歳未満の扶養親族数) + 7,200円 \times (16歳以上19歳未満の扶養親族数)$						

- 年齢については、平成28年12月31日現在で計算します。
- 扶養人数は、提出していただく「平成29年度私立幼稚園就園奨励費補助金の基準額算出に係る扶養親族確認書」を参考にしてください。

【平成29年度補助限度額表】

上記の階層区分と、小学校3年生以下の兄弟から数えて第何子かにより決まります。

ただし、第1～3階層の世帯については、子ども（※1）の年齢の条件を設けません。

園児が第何子か	右以外			一人親世帯等（※3）		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
階層区分 （平成29年度市町村民税）	補助額（園児1人あたり年額）					
生活保護法の規定による保護を受けている世帯【第1階層】	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
市町村民税が非課税の世帯 市民税の所得割が非課税となる世帯 （均等割のみ課税）【第2階層】	272,000					
市町村民税の所得割課税額が 第1基準額以下の世帯【第3階層】	139,200	223,000		272,000	185,000	
市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え第2基準額以下の世帯【第4階層】	62,200	185,000		62,200		
市町村民税の所得割課税額が上記第4階層を超える世帯【第5階層】	—	154,000		—	154,000	

※1 「子ども」は、同居しているかしていないかは関係ありませんが、次に該当することと生計が同一（※2）であることが必要です。

- (1) 保護者が監護している者（未成年）
- (2) 保護者に監護されていた者（成年に達した者）
- (3) (1)、(2)以外の保護者又は配偶者の直系卑属

※2 「生計が同一」とは、扶養親族であることや仕送りをしているなどの要件が必要です。

※3 一人親世帯等とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいいます。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

《注意事項》

- 幼児と同一世帯で2人以上に所得がある場合は、父母と父母以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額（ただし、住宅借入金等特別控除を受ける前の額）の合計で算定します。
(例：祖父又は祖母が自営業の代表者であり、父母が税法上の専従者であるとき。)
- 単身赴任者のように実際には居住が別の場合でも、経済的に一体性がある場合は同一世帯として取り扱います。（主に生計を立てている方が、単身赴任等で住民登録を他市にされている場合は保険証の写し等で園児が扶養されていることを確認できる書類を添付してください。）
- 市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別控除がある場合については、適用前の額となります。（住宅借入金等特別控除を受ける前の額の算出は別紙参考資料を参照）
- 途中入園又は退園により、保育料が在園期間に於いて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用します。

【入園料が発生している場合】

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

【入園料が発生していない場合】

$$\text{補助限度額} \times \text{保育料の支払月数} \div 12 \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

- 実際の保育料等の支払額が、補助限度額を下回る場合は保育料支払額を限度とします。複数の条件に該当する園児の場合は、該当する世帯全体の総額負担額を比較し、保護者への補助額が高い条件を選択してください。
- 市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別控除がある場合については、適用前の額となります。（住宅借入金等特別控除を受ける前の額の算出は別紙参考資料を参照）
- 外国から帰国した場合等、居住している市町村の市町村税が課税されない場合でも、所得を把握し、課税額の仮定計算を行いますので、市の教育委員会（6 問い合わせ先）までお申し出ください。
- 第3階層以下の世帯のうち、同一世帯でない子どもを有する世帯につきましては、算定対象となる子どもの人数が変わる場合がありますので別途届出書が必要となります。
在園幼稚園もしくは市の教育委員会（6 問い合わせ先）までお申し出ください。

《対象児について》

同一世帯から、小学校3年生以下の兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象となります。

ただし、第1～3階層については、子どもの年齢に上限を設けません（生計が同一である場合に限る）。

【多子の計算例】

	第1～3階層	第4～5階層
中学3年生（14歳）	第1子	対象外
幼稚園年長児（5歳）	第2子	第1子
幼稚園年少児（3歳）	第3子	第2子

3 提出書類について

在園している幼稚園へ次の書類を提出してください。

- ①別紙「保育料等減免措置に関する調書」
- ②別紙「平成29年度私立幼稚園就園奨励費補助金の基準額算出に係る扶養親族確認書」
- ③添付書類——次のいずれかを添付（第5階層に該当する場合は不要）

・保護証明（書）…第1階層の方（生活保護を受けている世帯）

※市福祉事務所（市総合保健福祉センター内地域福祉室）で発行

・課税証明書（平成29年度）…第2～4階層の方

※市県民税課税の場合は、平成29年度市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書又は平成29年度市民税・県民税納税通知書の写し（コピー）でも構いません。

※収入額の多寡に関わらず、調書に記載した父と母の証明書類（それぞれ1枚ずつ）が必要です。なお、配偶者控除を受けている場合、配偶者の証明書類は不要です。

- 在宅障がい児（者）のいる世帯については、その児童（者）の係る身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれかの写しも添付してください。
- 特別児童扶養手当を受けている園児がいる世帯については、特別児童扶養手当証書の写しも添付してください。
- 国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯については、国民年金手帳の写しも添付してください。
- 第3階層以下の世帯のうち、同一世帯でない子どもを有する世帯については、別紙「届出書」も添付してください。
- 平成29年4月1日以降に亀山市へ転入し、この制度に該当する場合は世帯全員の住民票も添付してください。
- 上の写しがA4サイズより小さい場合は、A4サイズの白紙の用紙に糊付してください。
- 写し（コピー）を添付する場合は、税額だけではなく住所・氏名も確認できるようにコピーしてください。

4 保育料等減免措置に関する調書の記入について

保育料等減免措置に関する調書の記入について、下記のことをご確認ください。

- ボールペンやサインペンで記入されているか。(鉛筆、消せるボールペン不可)
- 訂正箇所がある場合、訂正印が押印されているか。

➤ **在園幼稚園名**

在園する幼稚園名を記入してください。

➤ **在園児の氏名、生年月日、男・女**

当該幼稚園に在園する幼児の氏名(ふりがな)、年齢、何歳児クラス、生年月日を最年長者、次年長者の順に記入し、男・女いずれかを○で囲んでください。

➤ **園児の属する世帯の状況**

幼児と世帯を共にするすべての方を記入してください。

(続柄は世帯主からみた関係を、市町村民税課税額欄は該当する方のみ記入)

学生の場合は学校名と学年、園児等の場合は保育所名、認定子ども園名、特別支援学校の幼稚部名、通園施設名と何歳児か記入してください。

➤ **在園児保護者の氏名**

住所、氏名を記入し押印してください。(シャチハタ不可)

➤ **幼稚園設置者記入欄(階層区分等)**

幼稚園設置者が記入しますので、保護者の方は記入しないでください。

5 その他

単年度事業ですので、年度を超えての申請及び再審査はできません。年度途中で市町村民税額等の変更があった場合は、速やかに在園幼稚園へ連絡してください。

【最終期限：在園幼稚園へお問合せください。】

6 問い合わせ先

亀山市教育委員会事務局 教育総務室 (TEL 0595-84-5072)まで